

一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構
データガバナンス委員会の運営について（案）

1. データガバナンス委員会の出席者について

- データガバナンス委員会（以下「委員会」という。）の出席者は、一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「VLED」という。）委員会規則第4条及び第5条に基づき、以下のとおりとする。ただし、会場の都合等から、オブザーバーや自治体会員については、一社・団体当たりの出席人数を制限する場合がある。
 - (1) 主査、副主査、委員
 - (2) 社員
 - (3) 自治体会員（参加希望会員）
 - (4) オブザーバー（府省等）
 - (5) その他、社員または主査が承認した者

2. 議事の公開について

- 議事要旨（発言者の記名なし）を作成し、委員会終了後速やかに、VLED のウェブサイトで公開する。
- ただし、主査が公開することについて支障があると認める場合には、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 配付資料の公開について

- 委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに、VLED のウェブサイトで公開する。
- ただし、主査が公開することについて支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

以上